

●香川県警察本部告示第10号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年8月1日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条、第10条関係）				別表第1（第7条、第10条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～18 略				1～18 略			
19 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	略	仮の命令	再発防止仮命令書、 <u>事務所使用制限仮命令書、請求妨害防止仮命令書又は賞揚等禁止仮命令書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第24号、別記様式第25号、別記様式第25号の2又は別記様式第25号の3）</u>	19 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	略	仮の命令	再発防止仮命令書及び事務所使用制限仮命令書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第24号及び別記様式第25号）
	第35条第1項				略		
	略				略		
(1) 略				(1) 略			
20～36 略				20～36 略			
別表第2（第7条、第10条関係）				別表第2（第7条、第10条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～14 略				1～14 略			
15 暴力団員	第11条第1項～第30条		略	15 暴力団員	第11条第1項～第30条		略

による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	<u>第30条の3</u>	<u>損害賠償請求等の妨害に対する中止命令</u>	<u>中止命令書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第7号）</u>	による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	
16～27 略				16～27 略	

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。